

収入  
印紙

# 工事請負契約書

注文者（以下甲という） \_\_\_\_\_ と

請負者（以下乙という） \_\_\_\_\_ とは

この契約書と添付の工事請負契約約款、設計図枚、仕様書冊、並びに請負代金内訳明細書冊とによって工事請負契約を結ぶ。

1. 工 事 名 \_\_\_\_\_

2. 工 事 場 所 \_\_\_\_\_

3. 工 事 種 別 \_\_\_\_\_ 造 \_\_\_\_\_ 葺 \_\_\_\_\_ 建 延べ面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> ( \_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_ 坪)

4. 工 期 着工 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 又は契約の日から \_\_\_\_\_ 日以内  
完成 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 又は着工の日から \_\_\_\_\_ 日以内

5. 引渡しの時期 完成の時期から \_\_\_\_\_ 日以内

6. 請 負 代 金 金 \_\_\_\_\_ 円也 うち工事価格 ¥ \_\_\_\_\_  
うち取引に関わる消費税 ¥ \_\_\_\_\_

7. 支払い方法 (1) この契約成立の時 ¥ \_\_\_\_\_

(2) 部分払い (上棟時) ¥ \_\_\_\_\_

( ) ¥ \_\_\_\_\_

(3) 完成引渡しの時 ¥ \_\_\_\_\_

8. 部分使用、部分引渡し有・無

## 9. 解体工事等に要する費用等

この工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事に該当する場合、同法第13条第1項の主務省令で定める事項については、別添第4号から6号のとおりとする。

## 10. 個人情報の取り扱い

甲は甲宅建築にあたり、乙が甲の個人情報および個人データを甲宅建築に携わる建築設計事務所および下請業者・協力業者等の第三者に提供することにつきあらかじめ同意する。乙はこの個人情報および個人データを甲宅建築以外の目的で第三者に提供してはならない。

この契約の証として、本書2通を作り、当事者が記名押印をして、各1通を保有する。

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

注文者（甲） 住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_ 印

※保証人をおく

同保証人 住所\_\_\_\_\_

場合に記載する。

氏名\_\_\_\_\_ 印

請負者（乙） 住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_ 印

※保証人をおく

同保証人 住所\_\_\_\_\_

場合に記載する。

又は完成保証人 氏名\_\_\_\_\_ 印

（※工事監理者をおく場合）

ここに工事監理者としての責務を負うために押印する。

監理者（丙） 住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_ 印

(特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクーリングオフについての説明書)

ご契約いただきますリフォーム工事またはインテリア商品等販売が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合には、この説明書・工事請負契約約款を充分お読み下さい。

①「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合には、この書面を受領した日から起算して8日以内は、お客様（注文者）は文書をもって工事請負契約の解除（クーリングオフと呼びます）ができ、その効力は解除する旨の文書を発したときに生ずるものとします。ただし、次のような場合等にはクーリングオフの権利行使はできません。

※お客様（注文者）がリフォーム工事建物等を営業用に利用する場合や、お客様（注文者）からのご請求によりご自宅でのお申し込みまたはご契約を行った場合等

②上記期間内に契約の解除（クーリングオフ）があった場合、

ア) 請負者は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払を請求することはありません。

イ) 契約の解除があった場合に、既に商品の引渡しが行われているときは、その引取りに要する費用は請負者の負担とします。

ウ) 契約解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合は、すみやかにその全額を無利息にて返還いたします。

エ) 役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、お客様（注文者）は無料で元の状態にもどすよう請求することができます。

オ) すでに役務が提供されたときにおいても、請負者は、お客様（注文者）に提供した役務の対価、その他の金銭の支払を請求することはありません。

③上記クーリングオフの行使を妨げるために請負者が不実のことを告げたことによりお客様（注文者）が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、請負者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリングオフすることができます。